

連載

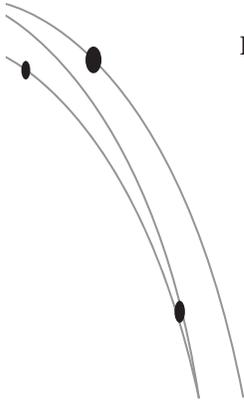
## フィールド・アイ

Field Eye

ミュンヘンから——②

中央大学 川田 知子

Tomoko Kawada



### ドイツでも「ワーク・ライフ・アンバランス」

筆者は、2019年4月から1年間、ドイツ・ミュンヘンにある「ルートヴヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン (Ludwig-Maximilians-Universität München, 略称: LMU)」で在外研究の貴重な機会を得ることができた (LMUの詳細については、後日掲載予定の後藤究「フィールド・アイ」を参照)。1年間の在外に快く送り出してくれた中央大学の同僚及び関係者、快く受け入れてくださったLMUのFranzen先生はじめ研究室の皆さんに心より感謝したい。

### 今回の在外研究に思うこと

筆者にとって今回は2回目の在外となる。2006年9月～2007年8月にデュッセルドルフにあるハンスベックラー財団経済社会研究所 (Wirtschafts-und Sozialwissenschaftliche Institut, WSI) において研究の機会を与えて頂いた時は、今より10歳以上若く元気だった。風邪をひくこともなく、体調を崩して病院に行くこともなかった。単身だったので、平日は朝から夕方まで研究所に行き、毎週木曜日にはボーフム大学のWank先生の授業を聴講させていただいた。自分の好きな時に自炊し、疲れた時はテイクアウトで済ませる。すべての時間を自分のためだけに使うことができた。

今回の在外では疲れがなかなかとれない。最近、同年代のママ友と話題になっている「更年期」だろうか。体調を崩して、病院で診察を受けて、薬を処方してもらった。また今回は娘を連れて家族で在外に来ている。渡独直後から娘の幼稚園探しに奔走した (小西啓

文「フィールド・アイ」716号参照)。住民登録、滞在許可、病院や保険関係など、煩雑な手続きはすべて小西に丸投げし、私は娘の学校や習い事の送り迎え、あまり得意ではない料理 (疲れた時はレストランやテイクアウトを利用することもあるが……)、その他「名もなき家事・育児」に追われている。日本でもドイツでもワーク・ライフ・バランス (WLB) は難しい……なんて言ったら、一人で子ども3人を連れて在外研究に行った先生に叱られるだろうか。

### ドイツで日本の過剰なサービスを考える

むしろ、今回、夫婦で調整して同時に在外を取得し、娘を連れて家族で在外に出ることができたことは、非常に恵まれているし、有難いことだと思っている。家族と一緒に暮らしている分、前回の在外とは見る景色も経験することも大きく違う。特に、子どもの目線からドイツを見ることは非常に興味深い。

ドイツには「閉店法」という法律がある。州法によってかなり緩和されているようだが、ここミュンヘンでは、日曜・祝日になると、飲食店・空港・中央駅・ガソリンスタンドなどを除きほとんどの店が閉まってしまう。娘は渡独後1カ月もすると、「今日 (土曜日) のうちに買い物に行っておかないとね。明日 (日曜日) はどこに遊びに行く?」と言うようになった。日曜日に家族と過ごす時間を大切にしているドイツでの生活を満喫している (「日曜日のパパとママは私たちのもの (Sonntags gehören Mami und Papi uns!)」)。

スーパーマーケットのレジの前に長蛇の列ができてはいるのに、店員はまったく慌てずにのんびり対応している。最初は「他のレジを開ければいいのにね」とブツブツしていた娘も、今ではただ待つしかないと悟った (ようだ)。せつかちな私は相変わらずイライラしているのに……。

ドイツの国際宅配便 (DHL) は不在の場合には、建物のメインエントランスに不在票を貼っていく。日本のように再配達の詳細な期日指定ができるわけではなく、郵便局まで取りに行くこともしばしばあった。運が良ければ同じ建物の住人に荷物を預けてくれることを知った娘は、メインエントランスに貼ってある不在票を見て、「どこかのお部屋が預かってくれているといいね」と言うようになった。

日本では、24時間営業やコンビニエンスストアでいつでも商品を手に入れることができる。スーパーの

店員は専用のレジ端末で商品のバーコードを素早くスキャンする。レジの前に人の列ができれば、店内放送で他の店員を呼び、別のレジを担当するよう応援を頼むこともある。郵便や宅配の荷物を不在で受け取れなかったときは、ポストに入っている不在連絡票に従って、電話やインターネットを使って再配達の日時を指定することができる。

日本にいと質の高い親切なサービスが当たり前になっている。しかしその裏には長時間・過重労働があり、顧客からの過剰な要求に疲弊する労働者がいることを見過ごしてはならない。ドイツでは日本のようなサービス精神に欠けるかもしれないが、過剰なサービスを減らすことで労働者の負担が軽減されている。不便なようだが、慣れてしまえばそれが当たり前になる。ドイツの生活にすぐに順応した娘を見ていて、そのことをつくづく感じた。

#### 独日労働法協会とLMUのTagung

今回、ワーク・ライフ・アンバランスの状態で研究が停滞している私を見かねた独日労働法協会(Deutsch-Japanischen Gesellschaft für Arbeitsrecht e.V.)のメンバーやLMUの先生が、親切(?)にもTagungを企画し、そこで報告したらどうかと提案してくれた。Tagung全体のテーマは、「Vereinbarkeit von Beruf und Familie — arbeits- und sozialrechtliche Konzepte in Deutschland und Japan (仕事と家庭生活の調和——ドイツと日本における労働・社会法上の構想)」である。今の私の状況や問題関心にあわせた企画だと思うと、断れるはずがない。Tagungは3月19日。この原稿の校正をしているのは3月3日だから、報告準備の時間はあと少ししかない。

「仕事と家庭生活の調和」はドイツと日本に共通する課題である。

日本でも90年代には、「仕事と家庭生活」、とりわけ育児との両立支援のための法整備が進められてきたが、2007年に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」をきっかけに、WLBが一般に認知されるようになった。すべての労働者のライフ全般を対象とする包括的なWLB政策(広義のWLB)があり、その一部に家族内のケア労働の責任をもつ男女労働者を対象とする両立支援策が位置付けられている(狭義のWLB)。また、最近では、労働者の生活時間、とりわけ家族生活や社会生活のために

時間を確保することを基軸に据えて労働時間規制を考えるアプローチが注目されている。

ドイツのWLB政策は、主に連邦家族・高齢者・女性・青年省(Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend — BMSFJ)が担っている。「持続可能な家族政策の一部としての家族にやさしい労働世界」(BMFSFJ, 2008, S. 7)という表現に見られるように、家族政策を広義に理解したうえで、下位政策として就労政策を位置づけている(大重光太郎「ドイツにおけるワーク・ライフ・バランス—政策枠組みと企業レベルでの取り組みの特徴」(「獨協大学ドイツ学研究」64号(2011年)2頁)。

思うに、日本とドイツのWLB政策は力点の置き方が微妙に異なるが、それは両国の「働き方」の違いによるものであろう。日本は長時間労働や休暇が取得できない生活が常態化している。労働者の仕事に対する満足度は下がり、生産性も低下する。自由時間や家族との時間、健康の維持に不可欠な睡眠時間も十分に確保できず、心身の疲労から健康を害する労働者が多く存在する。

他方、ドイツの総労働時間はEU内で最も短く、労働時間に対する非労働時間の比率を均等に保っている。労働政策研究・研修機構編『データブック国際労働比較2019』によると、2018年のドイツの平均年間総労働時間は1363時間(日本は統計上は1680時間)、長時間労働の割合は8.1%(日本19.0%)である。ドイツでは労働時間貯蓄口座によって、残業時間が貯まればその分を休日に回すこともできる。また、年間休日数のうち年次有給休暇(2016年)についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は30日(日本は18.2日)となっている。この統計だけで簡単に判断できるわけではないが、ドイツで暮らしてみると、ドイツの労働者は決まった時間働き、休暇を十分に取得し、余暇を充実させているように思う。

ドイツ人から見ると、ドイツのWLBも十分ではないと思うかもしれない。しかし、日本人の私の目から見ると、ドイツがWLB政策の中でも特に「家庭生活」に注力できる理由はここにあると思う。

かわだ・ともこ 中央大学法学部教授。最近の主な論文に、「労働時間短縮請求権と復帰権の検討——労働者の時間主権の確立を目指して」浅倉むつ子先生古稀記念論集『尊厳ある社会』に向けた法の貢献——社会法とジェンダー法の協働(旬報社, 2019年)。労働法専攻。